

令和8年度大野城市会計年度任用職員(消費生活相談員)募集要項

1 募集職種・採用予定人数・職務内容

職種	採用予定人数	職務内容
消費生活相談員	1名	電話・面接での消費生活相談、会議・研修の参加 啓発事業の企画等

※採用試験では、採用人数に関わらず、その業務を行うにあたって合格水準にあると認められる人を全て合格者とし、任用候補者名簿に登録します。

2 基本的な勤務条件

任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月 31 日まで ※4月1日以前・以後に採用される場合もあります。
勤務日	週2日～3日以内でシフト勤務となります。
勤務時間	週 21 時間以内(1日7時間以内)
勤務場所	大野城市消費生活センター (大野城市役所 新館4階)
勤務形態	パートタイム勤務
給料・報酬	専門職(消費生活相談員) 時給 1,793 円～1,830 円 ※専門職としての職務経験等により決定されます。 ※給与改定により額が変わる可能性があります。
諸手当	●給料・報酬の他に、時間外勤務手当、通勤手当などがそれぞれの条例・規則等に定める条件に当てはまる場合に支給されます。 ●期末・勤勉手当(ボーナス)として、年 4.6 カ月分が 6 月と 12 月にわけて支給されます(令和7年度見込み)。条例・規則等の改正により、変更となる場合があります。 ※期末・勤勉手当は、任用形態・期間によって支給額が減額したり、支給対象とならなかったりする場合があります。
給料・報酬等 支給日	翌月の 15 日(金融機関が休みの場合は、直前の営業日)
休日	週休日(原則として土・日曜日)、祝日、年末年始
休暇	任用期間に応じて年次有給休暇を付与(1年間に 10 日程度) ※事由によって、特別休暇等が付与される場合もあります。(忌引や夏季休暇など)
社会保険	【健康保険・厚生年金保険】なし 【雇用保険】なし
公務災害	市の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。
服務	一般職の地方公務員として、守秘義務、職務専念義務などの服務上の規定が適用されます。

3 採用試験

応募受付期間	令和7年12月1日(月)～令和8年1月13日(火)
実施時期	令和8年1月25日(日)
試験会場	市役所新館4階 421 会議室
実施方法	面接
受験資格	<p>以下のいずれかに当てはまる者</p> <p>①消費生活相談員資格を有する者</p> <p>②不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)附則第3条の規定により、消費生活相談員資格試験に合格した者とみなされる者 (別添「消費生活相談員資格試験に合格した者とみなされる者について」を確認してください。)</p> <p>※地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する人は受験できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ●大野城市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 ●人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 ●日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
申込方法	<p>大野城市会計年度任用職員採用試験申込書(ホームページに掲載)に必要な事項を記載の上、郵送または直接提出してください。申込書は2種類あります。</p> <p>※一度受理した書類は、いかなる理由があっても返却しません。</p> <p>※申込書①には、必要事項を記載のうえ、写真票に顔写真を貼付し、受験票部分を切り取り、郵便はがきの裏面に貼付してください。はがきの表面には、返送用の宛名を記載し、85円切手の貼付をしてください。</p> <p>申込書②(申込用履歴書)には必要事項を記載のうえ、顔写真の貼付をしてください。</p> <p>※資格を確認できるものの写しをあわせてご提出ください。</p> <p>※受験票は申込受付締切り後に、郵送します。</p>
提出先	<p>〒816-8510</p> <p>大野城市曙町2丁目2番1号 大野城市役所 生活安全課</p> <p>※郵送の場合、必ず封筒の表に「会計年度任用職員(消費生活相談員)申込」と朱書きし、封筒の裏には差出人の住所・氏名を記載してください。</p> <p>※持参の場合は、市役所新館4階生活安全課に直接持参してください。</p>
提出期限	<p>令和8年1月13日(火)(必着)</p> <p>持参の場合の受付は、平日8時30分から17時までです。</p>

合格発表	令和8年2月2日(月)8時 30 分に市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には郵送で通知します。 ※合否結果について、電話での問い合わせにはお答えできません。
試験結果開示	受験者本人に限り、合格発表後の下記の期間、試験結果の情報提供を行います。 令和8年2月2日(月)～2月6日(金) 希望する人は、市役所新館4階の生活安全課まで、受験票を持参して申し出てください。 ※試験結果のコピーが必要な方はコピー代として 10 円が必要です。

※遅刻した場合は受験を認めませんのでご注意ください。

※試験会場は席により空調の効き具合が異なります。調節のできる服装でお越しください。

※車イス利用などにより、受験に際して特に配慮を希望する場合は、申込時に生活安全課までご相談ください。

4 任用

合格後	採用試験の合格者は、 <u>合格の日から令和9年3月31日まで</u> を登録期間とする会計年度任用職員候補者名簿(候補者名簿)に登録されます。
採用決定	<ul style="list-style-type: none"> ・採用試験では、採用人数に関わらず、その業務を行うにあたって合格水準にあると認められる人を全て合格者とするため、<u>候補者名簿に登録されても、必ずしも全員が採用されるとは限りません。</u> ・採用については、採用試験の成績やこれまでの勤務歴等から、業務への適性を考慮し、仕事の打診をさせていただきます。 ・<u>登録期間内に採用の必要が生じた場合に、随時、候補者名簿に登録のある方に仕事の打診をさせていただきます。</u> ・育児休業等取得している職員の代替として任用される場合もあります。
条件付採用	地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1カ月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。 <u>予算措置が講じられない場合、任用されないことがあります。</u>